

平成25年度

— 第19回（定例・臨時） —

教育委員会会議録

開 会	平成26年 3月26日	午前 午後	2時00分			
閉 会	平成26年 3月26日	午前 午後	2時45分			
会議場所	教育委員室					
委員出欠	花山院弘匡	出	佐藤 進	出	松村佳子	出
	森本哲次	出	藤井宣夫	出	富岡將人	出
議事録署名	教 育 委 員 長					
委 員	教育委員長職務代理者					
書 記	奈良県教育委員会事務局 企画管理室					

議案及び議事内容	結果
<p>次 第</p> <p>議決事項 1 教育委員会規則の改正について</p>	<p>可 決</p>
<p>○花山院委員長「ただ今から、平成25年度第19回定例教育委員会を開催いたします。本日は委員全員が出席で、定足数を充たし委員会は成立しておりますので、これより委員会を開催いたします。」</p>	
<p>議決事項 1 教育委員会規則の改正について</p>	
<p>○花山院委員長「議決事項 1 『教育委員会規則の改正』について説明願います。」</p> <p>○教育長「平成26年 4 月に向け、教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の見直し等、教育委員会が所管する規則の改正が必要となりました。その概要につきまして、教育次長、学校教育課長、教職員課長からご説明いたします。」</p> <p>○教育次長「奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則、奈良県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則、奈良県橿原考古学研究所管理運営規則、奈良県立教育研究所管理運営規則、奈良県教職員結核対策専門委員会規則、以上 5 つでございます。過日ご承認いただきました組織の改正に伴うもの、20日にご承認いただきました人事異動に伴う新たな職の設置に関するものです。</p> <p>奈良県教育委員会事務局の組織及び事務分掌の見直しです。本庁の組織ですが、高校総体の本格的な準備が始まりますので、高校総体開催準備係を総務係、競技係に改編します。文化財保存課については、総務企画係と美術工芸・民俗文化財係に再編します。文化財保存事務所については庶務係を事業係に統合します。次に本庁の事務分掌ですが、福利課の『職員の福利厚生』に関して、現行は福利課が人間ドックとか給付金の事業等、また保健体育課が労働安全衛生と学校保健安全法による福利厚生を所掌していますが、今回、教職員課が労働安全衛生を所掌しますので、福利課の所掌事務から『教職員課と保健体育課に属するものを除く』と改正しています。学校支援課ですが、来年度から就学支援金制度が始まりますので、これを追加しています。文化財保存課に新たに、『保存及び活用にかかる企画調整に関すること』を明記しました。次に、教育委員会事務局の新たな職の設置ですが、保健主任と保健主査を追加します。これは保健師に対する処遇の適正化を図るために新たに職の設置を行うものです。次の橿原考古学研究所の組織及び事務分掌の見直しですが、事業計画課及び企画課を改編し企画部を設置し、その元に企画課、資料課を設置するとともに分掌事務を併せて改正します。これは、組織の充実を図る主旨です。次に考古学研究所に『技術アドバイザーを置く』、これは考古学技師の副所長職を廃止しましたので新たに所長を補佐するアドバイザーを設置するものです。次に、附属博物館に副館長を新たに設置するものです。次に、教育研究所の組織及び事務分掌等の見直しです。これまで小、中学校と県立学校を分けてアドバイザーチームを設置し、学校経営について指導助言を行う役割を担っていましたが、各学校で定着しつつあるということで規模の縮小を図り、チームを統合してアドバイザーチームを 1 チーム設置するという事になっております。もうひとつが人事異動の案件に関わりまして参事及び主幹を設置する事になっております。</p>	

議 案 及 び 議 事 内 容

次に、奈良県教職員結核対策専門委員会組織の一部改正です。奈良県教職員結核対策とは何かというと、県立学校の教職員や教職員の採用候補者の結核に関する健康診断を行う事務がありますが、その時の諮問機関として奈良県教職員結核対策専門委員会を設置しております。その事務局を保健体育課が所掌していましたが労働安全衛生の事務を教職員課に移行しますので、事務局も教職員課に変更するといった内容です。

次は県立中学校の新設に伴う改正です。奈良県立高等学校等職員の人事評価に関する規則、教職員の結核性疾患に関する規則、いづれも県立青翔中学校を設置する関係です。1つ目が、地方公務員法第40条の規定に基づき人事評価を行う対象となる職員に青翔中学校に勤務する職員を追加するという改正です。もうひとつが教職員の結核性疾患に関する規則、この規則の対象となる職員に新たに青翔中学校に勤務する職員を追加するという改正です。」

○学校教育課長「学校教育法施行令の改正に伴う施行細則の一部改正について説明します。背景にある学校教育法施行令は平成25年9月1日改正で主に特別支援学校への就学基準に該当する障害のある子どもは従来は原則、特別支援学校に就学することとなっておりますが、それが改まりまして、子どもの障害の状態、本人の教育的なニーズ、保護者の意見あるいは専門家の意見、さらには学校、地域の状況を踏まえて総合的な観点から就学先を決定するという仕組みになりました。これにより、従来は例外的に小、中学校に入学できることを可能にしておりました。これを認定就学者の制度としておりましたが、この制度が廃止され、本人及び保護者の意見を最大限に尊重して、市町村教委あるいは学校が支援について合意形成をすることを原則として、市町村教育委員会が柔軟に決定することができることになったものです。その改正に伴い、施行細則の改正を行うものです。一つ目は、特別支援学校に在籍する児童生徒が小、中学校へ転学する場合に、その者の障害の状態の変化のみならず、その他の変化によっても転学が検討できるようになったことにより施行細則の整備を行います。第15条の3の条文を追加しました。第5号様式の2を新たに追加しました。小、中学校に転学する場合の様式です。次に施行令第11条第1項の文言も変わりましたので、視覚障害者等障害のある子どものうち市町村教育委員会が教育上必要な支援の内容あるいは教育の体制整備の状況を勘案して、特別支援学校に就学させることが適当であると認められたものを認定特別支援学校就学者ということで都道府県教育委員会に通知することに改められました。これにより、第11条の下に第1項という項目を加え、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者等を認定特別支援学校就学者と改めました。それに応じ第6号様式も第1項を加え、学齢簿の謄本を添えて認定特別支援学校就学者として通知するという改正をしました。最後に施行令のうち他府県の特別支援学校に就学させようとする場合の規定も整備され、これまでは保護者の届け出は市町村教育委員会を経由して都道府県教育委員会に届けなければならないとされておりましたが、市町村教育委員会への届け出のみになりました。それに伴う様式を削除する改正をしました。」

○教職員課長「教育職員免許法施行規則の改正に伴う改正について説明します。これまで認定子ども園は、学校教育法及び児童福祉法それぞれに基づき認可を受けた幼稚園、保育園が併設されたものであったところですが、平成27年4月に認定子ども園法の改正が予定されており、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設として新たに幼保連携型認定子ども園が創設されることとされています。その職員である保育教諭については幼稚園免許と保育士資格の両方の資格を有していることが原則とされています。この幼保連携型認定子ども園への円滑な移行を促進するため、法改正後5年間は幼稚園教諭免許状と保育士資格のいずれかを有していれば保育教諭になることができるという経過措置が設けられました。保育士に対する幼稚園免許の特例の具体的な内容は、保育士等の実務経験を3年以上有する者について大学において習得すべき最低単位数を8単位に軽減するというものです。この特例措置がスタートすることを受けて、今回所要の改正を行おうとするものです。本規則の主な改正内容ですが、当該該当者が免許状授与のための教育職員検定を願い出る際の様式の追加を行うものです。本特例を受けて平成26年4月以降、文部科学省の要請を受けて各大学が講座を開設することから、平成26年4月1日から改正を施行したいと考えています。」

議案及び議事内容

○花山院委員長「ただいまの件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。」

○藤井委員「県立高等学校職員の人事評価ですが、県立中学校は高校の一部と判断されて中に入れられたのですか。県立高校と県立中学は違うものだと思いますが一つのものにくくられてしまっているのでしょうか。」

○教育次長「職員の人事評価については県の教職員ということです。評価の仕組みについては能力等によりますが、高校でも中学でも共通で評価できるようになっております。」

○藤井委員「中学校と高校では、待遇面も違うと思いますが。」

○教育長「これは職員評価についてですので、県立の場合は同じ立場ですので、小、中学校は市町村立で、現行の評価制度の中で行われています。」

○藤井委員「高等学校等ではなく、高等学校、中学校とすべきではないですか。」

○教育次長「従来は高等学校と特別支援学校が入っており高等学校等としていました。今回中学校も入ることになり、一番数の多い高等学校等で表現しています。」

○教育長「法令の技術的なもので、文言をできるだけ短くするためのものです。『等』の対象は別のところに書いてあり、中学校も入っています。」

○佐藤委員「結核のために特別に規則が作られていますが、結核に限定しているところが面白いと思います。」

○保健体育課長「結核は日本で撲滅した病気ではありません。感染症予防法及び学校保健安全法において、結核の感染拡大を防止するため、定期健診で見付けていくことが義務付けられており、結核は特別な扱いということで規則を設けています。」

○教育長「教員の場合は、子どもへの伝染が危惧されますので規則が残っています。」

○森本委員「学校教育法施行細則の障害の状況等の変化を踏まえた転学のことで質問します。各学校、教育委員会、保護者、本人で、どの学校に通うべきかの考え方にギャップが生まれてこないのですか。どのような運用になるのか、どのように転学等の決定がされるのか教えて下さい。」

○学校教育課長「特別支援学校から一般の小中学校に転学する際には、本人の障害の状態、本人のニーズ、保護者のご意見、受け入れる側の地域の教育体制あるいは必要な配慮等の状況も総合的に勘案して最終的に市町村教育委員会の方で決定することになります。」

○森本委員「ギャップが生じた時の対応はどうなるのですか。学校の思い、教育委員会の思い、保護者の思い、本人の思いが違った場合はどうなるのですか。」

○理事「これは今の実態に近付けるために法改正されたものと思います。たとえば下市中学校の件で、就学指導で特別支援学校への就学が適切であるという場合でも、本人や親は地元に行きたいということでもかなり大きな問題になりましたが、地元の小、中学校へ行くのが例外的であるという今の制度から、特別支援学校に行く子どもたちを認定するという制度に変わったものです。」

議案及び議事内容

○森本委員「逆の場合のギャップは出てこないのですか。」

○教育長「基本的にはインクルーシブ教育、地域で育てようという潮流があります。本人、親御さんの意向を最大限考慮しようという形に変わりました。今までは障害の程度によって、市町村の就学委員会で決められたら、それを覆して地元で受け入れようとする、認定就学者という形をとっていました。今度は逆になる訳です。障害の程度だけでなく環境も含めて判断し、また親御さん達の気持ちを最大限尊重し、特別支援学校に行くのがイレギュラーになりました。ところが実際はどうなっているかというと、特別支援学校には専門の教員がおりますので、そちらに行った方が子どものためにいいとなりましたら、そこは親御さんとは話し合った上で就学支援委員会で決定することになっています。」

○森本委員「現場の先生方がそこに入ったときに、判断はどうなるのですか。」

○教育長「基本的に教員は判断しません。就学支援委員会が決定します。教員が判断するものではありません。受入側の教員の対応をどうしていくのかとは別次元の話です。」

○森本委員「受け入れる側の現場の先生は大変だと思います。」

○教育長「この改正はあくまでも保護者や本人の意向を最大限尊重し、それでも特別支援学校に行った方がいいというときに認定者にします。その決定について、現場は一切言えません。就学支援委員会で決定し、地元へ行く事例はたくさんあります。学校の先生方は特別支援の勉強をあまりしていなかったら大変です。ですがそのために奈良県は定数を割いています。特別支援学級ができれば、例え一人でも教員一人の定数を与えています。これは奈良県だけです。」

○森本委員「運用は各それぞれの地域が行いますので、きっちりと指導いただけるようにお願いします。」

○花山院委員長「ご意見がないようですので、原案どおり議決してよろしいか。」

※ 各委員一致で可決

○花山院委員長「議決事項1については可決いたします。」

その他報告事項

○委員長「続きまして、その他の報告事項について、報告願います。」

○教育長「その他報告事項が2件ございます。教育次長から1件、生徒指導支援室長から1件を、続けて報告いたします。」

議案及び議事内容

1 新教育委員の任命について

○教育次長「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、3月10日に2月県議会に提出しました。高本恭子委員、吉田育弘委員について、最終日に議会から同意をいただきました。新委員の履歴については別紙をご覧ください。」

2 教職員向け体罰防止啓発資料の冊子、リーフレットの配布について

○生徒指導支援室長「このことについては、1月30日の第8回協議会で説明させていただきましたが、このたび資料が完成しました。体罰の根絶に向け、本資料は、体罰について『しない、させない、必要ない』をコンセプトに、体罰とはどんな行為を指すのか、どんなときに起こりやすいのか、体罰の起こる余地のない指導を推進するために必要なことは何か、校内研修の進め方、の構成でまとめました。今後、この資料を各種研修で活用したり、教職員が定期的に読み直したりすることで、自らの指導のあり方や学校の指導体制を点検し、適切で効果的な指導が行われるよう活用を勧めていきたいと考えています。なお、明日、報道発表を行い、リーフレットについては県内国公立すべての小、中、高等学校、特別支援学校の全教員に、また冊子は各校に3冊ずつを4月当初に配布します。加えて、5月16日には、市町村教育委員会、各校の管理職、生徒指導主事、部活動担当者の代表を対象に、資料についての説明会、体罰に関する講演会を行う予定です。」

○花山院委員長「全教員とは何部ですか。」

○教育長「公立は10,500名位、私立も含めまして約12,000名です。」

○花山院委員長「ただいまの件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。」

※ 各委員了承

○花山院委員長「その他報告事項については了承いたします。」

○花山院委員長「本日の議案は全て終了いたしました。この他に報告、連絡事項等はありませんか。」

○花山院委員長「それではこれもちまして、本日の委員会を終了します。」